

## 見附市 通学路交通安全プログラム

### ～通学路の安全確保に関する取組方針～

#### 1. 通学路交通安全プログラムの必要性について

平成 24 年に全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年に文科省、国交省、警察庁より各小学校の通学路を緊急点検するよう要請がありました。緊急点検の結果を受け、必要な対策内容を検討し、各機関が効果的な対策を講じることにより、通学児童の安全の確保を図りました。見附市では計 34 箇所が抽出され、平成 27 年度に全て対策を講じました。

引続き通学路の安全確保に向けた取組みを進めるため、平成 25 年 12 月に文科省、国交省、警察庁の連名により平成 24 年度に実施した緊急合同点検と同様の枠組みを各自治体で策定するよう求められているところです。そのため、見附市における通学路点検を効果的に進める枠組みとして、「見附市通学路交通安全プログラム」の策定をしました。

#### 2. 通学路交通安全プログラムを策定するメリット

- ・プログラムに基づき、定期的に通学路の合同点検等を実施することにより、小学校や PTA 等からの危険箇所の要望把握が容易にできます。
- ・通学路点検の結果を受け、安全推進連絡協議会の構成員には市の他、国・県・警察等もメンバーに含まれていることから、統一した認識の下、各機関が効果的な対策を講じることができます。
- ・国交省所管の防災・安全交付金において、通学路点検の結果、要対策箇所として公表している事業については重点的配分を受けることができ、事業採択についても小規模な改良事業から、局所的な修繕事業まで幅広く事業採択が可能となります。

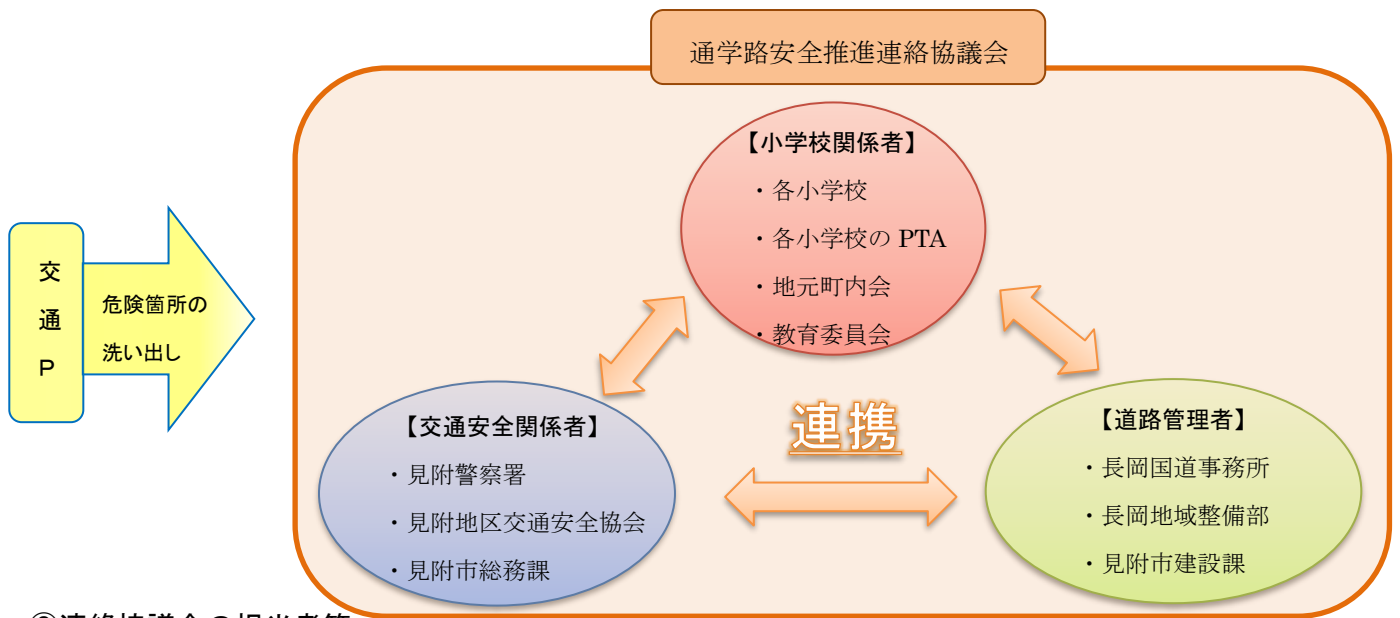
#### 3. 通学路の安全推進連絡協議会の設置

見附市では平成 19 年度から市内の多様な部署の職員の参画による「交通課題検討プロジェクトチーム（以下、交通 P という）」を組織し、多角的な視点にもとづいて、見附市における交通課題の解決を図り、通学路についても同様に検討対策を進めてきたところです。通学路交通安全プログラム策定後も引き続き交通 P は、その役割に加えて、下記組織でより具体的な対策検討がしやすいように、優先度や危険度等を勘案して危険箇所の洗い出しを行います。

##### ①通学路安全推進連絡協議会の構成員

「通学路安全推進連絡協議会（以下、連絡協議会という）」は、相互の連絡と協力を図り、通学路の安全対策を着実に推進するため、下記機関で組織します。各機関は、通学路の危険箇所やその対策実施状況などの情報を交換、協議します。

機関区分	構成員			
小学校関係者	各小学校	各小学校のPTA	地元町内会	教育委員会
交通安全関係者	見附警察署	見附地区交通安全協会	見附市 総務課	
道路管理者	国交省 長岡国道事務所	新潟県 長岡地域整備部	見附市 建設課	



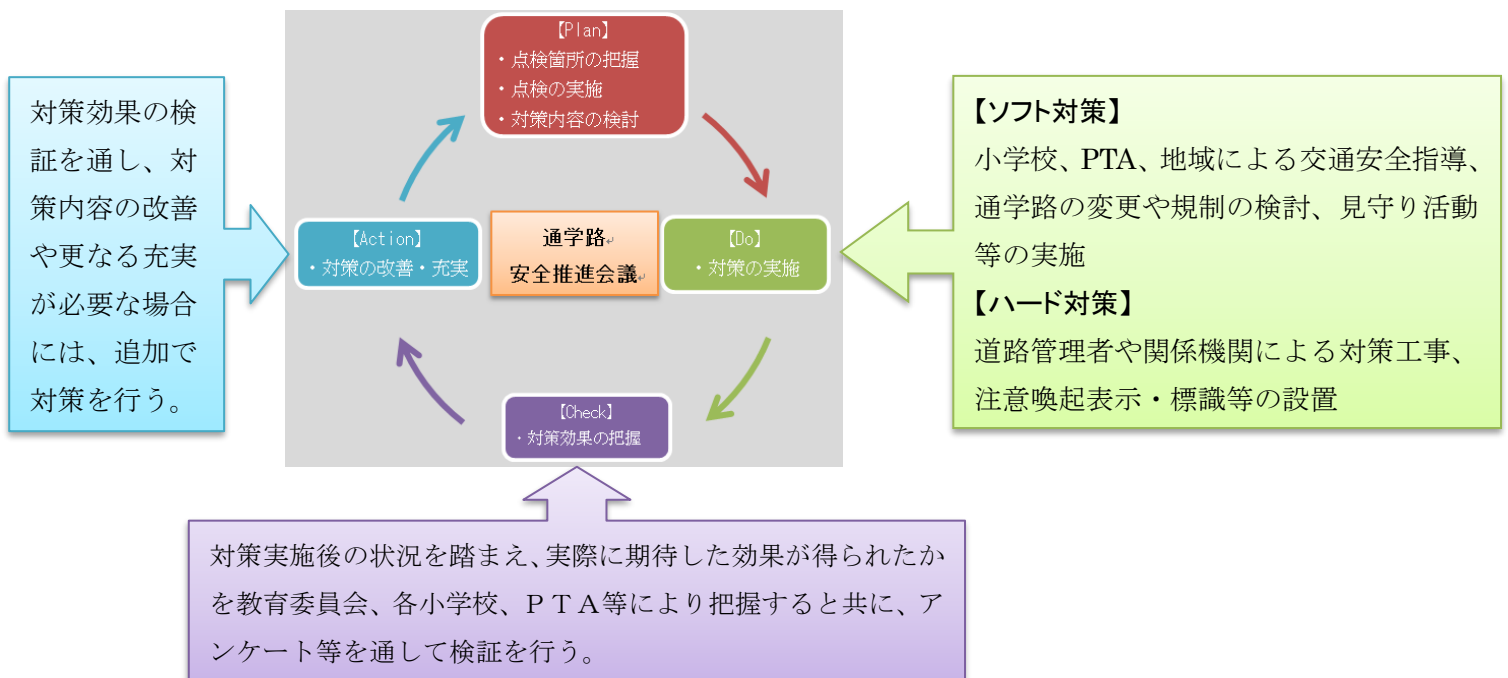
## ②連絡協議会の担当者等

- ・連絡協議会は、構成機関の実務担当者等で構成し、議長は見附市教育総務課長が務めます。
- ・議長は必要に応じ、連絡協議会を招集します。
- ・連絡協議会事務局は、見附市教育委員会教育総務課に置きます。

## 4. 安全対策の取組み方針

危険箇所の安全対策をより効果的に、また継続的に実施するため、下記のPDCAサイクルを基本として取組むこととします。

### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



## 5. 安全対策実施の流れ

### ① 各校の危険箇所等把握(受付)

市内の小学校は、各校PTAや地域の防犯活動団体等から、通学路の危険箇所報告及び改善箇所の要望を随時受け付ける。学校は必要に応じて現地点検を実施するものとする。

### ② 教育委員会等の危険箇所報告・改善要望箇所の取りまとめ

各小学校から出された危険箇所の報告及び要望書については原則、春季に教育委員会が受け付け、取りまとめを行う。また通学路に関する地元町内会や個別要望については、建設課が教育委員会と相互に情報を共有して市内の全要望を取りまとめる。

### ③ 危険箇所・改善要望箇所の洗い出し

上記②において教育委員会や建設課で取りまとめた要望等について、既存の交通課題検討チーム「交通P」に諮り、優先度や危険度等を勘案して、箇所の洗い出しを行う。

### ④ 通学路安全推進連絡協議会の実施

交通Pにおいて抽出した通学路の危険箇所及び改善箇所について、連絡協議会を開催し、写真や現地確認等により合同点検を行い、対策内容を検討して具体的な改善策のメニューを協議する。

### ⑤ 対策一覧表及び箇所図の公表

連絡協議会において協議した点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、各小学校の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページ等で公表する。

### ⑥ 対策の実施

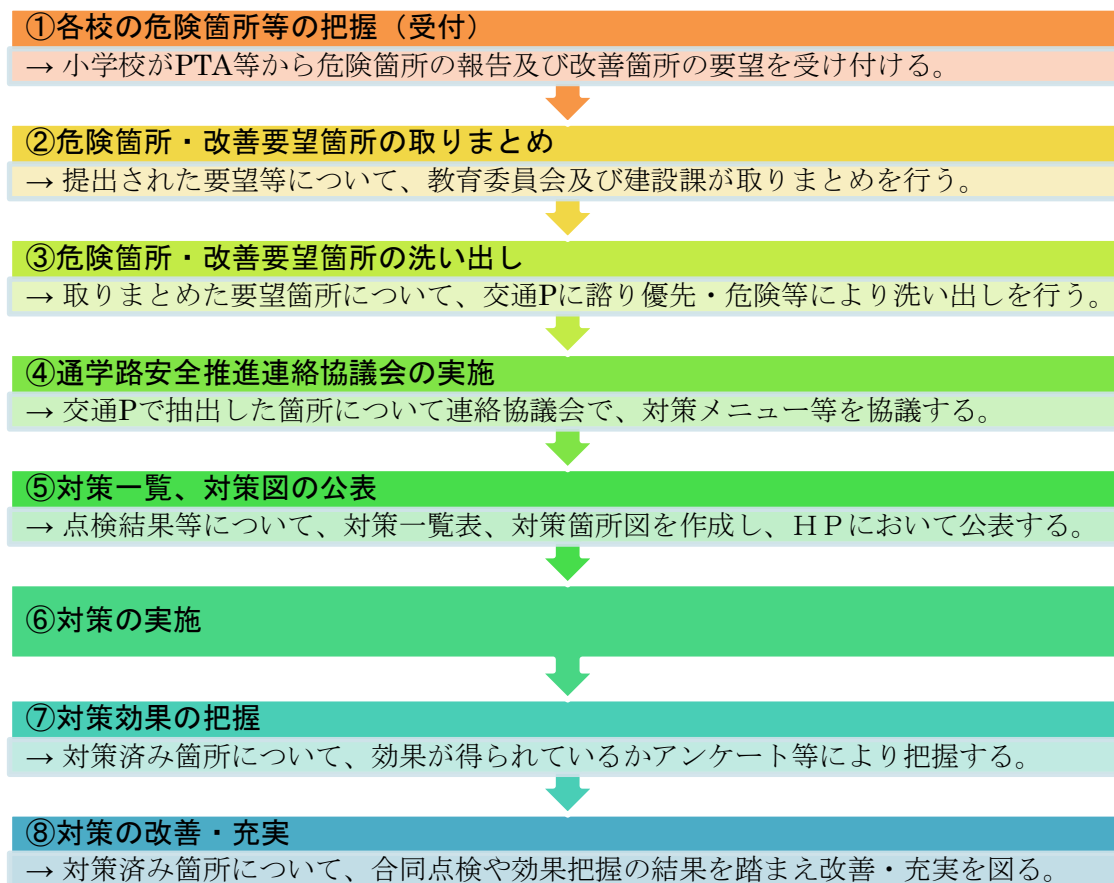
対策が円滑に進むよう関係者間で連携し、実施を図る。

### ⑦ 対策効果の把握

対策実施済み箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策当該校の保護者や地域住民への抽出による聞き取りやアンケート等を通して対策効果を把握する。

### ⑧ 対策の改善・充実

対策実施後においても、合同点検や効果把握の結果を踏まえて対策内容の改善・充実を図るものとする。



## 6. 合同点検

合同点検は年1回を基本としますが、必要に応じて複数回実施することもあります。また対策を検討する危険箇所において危険度や緊急性の高い箇所については、連絡協議会の実務担当者に加え、関係機関、学校の職員や保護者、地元町内会役員等も参加することもあります。

### 年間スケジュール

- 4～5月 ①通学路の危険箇所の把握（受付）
- 5～7月 ②危険箇所・改善要望箇所の取りまとめ  
③危険箇所改善要望箇所の洗い出し
- 8月頃 ④通学路安全推進連絡協議会及び合同点検の実施  
⑤対策一覧表、箇所図の公表
- 9～3月 ⑥対策の実施
- 1～3月 ⑦対策効果の把握  
⑧対策の改善・充実